

保医発 0630 第 2 号
令和 2 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7（41）ア中「蛍光酵素免疫測定法」を「蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 中（9）を削除し、（10）から（28）を 1 ずつ繰り上げ、（27）の次に次のように加える。
 - （28） 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 $\beta 2$ グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。
 - ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗 $\beta 2$ グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の 3 回分を合算した点数を準用して一連の治療につき 2 回に限り算定する。
 - イ 「25」の抗カルジオリピン $\beta 2$ グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カ

ルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023(13)ア中「分岐DNAプローブ法又はPCR法」を「分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006 (略)</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) オートタキシン</p> <p>ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた<u>蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(42)～(51) (略)</p> <p>D008～D013 (略)</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006 (略)</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) オートタキシン</p> <p>ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた<u>蛍光酵素免疫測定法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(42)～(51) (略)</p> <p>D008～D013 (略)</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて</u></p>

(9)～(27) (略)

(28) 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。

ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D015～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(12) (略)

(13) HCV核酸定量

ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

(14)～(26) (略)

実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(10)～(28) (略)

(新設)

D015～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(12) (略)

(13) HCV核酸定量

ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

(14)～(26) (略)